

成人向け租税リテラシー教育の課題と展望

酒井克彦

(中央大学法科大学院教授)

目 次

I はじめに	1 問題関心
II 成人向け租税教育	2 予測可能性からの視角
1 近時の租税教育論	3 源泉徴収義務と租税リテラシー
2 成人向け租税リテラシー教育への関心	4 「正当な理由」該当性と租税リテラシー
III 租税リテラシーの現状と実践的活動	V 成人向け租税リテラシー教育の必要性
1 アンケート調査結果	1 租税法の複雑性と租税リテラシー
2 成人向け租税リテラシー教育の具体的実践	2 主体的納税者という位置付け
3 令和元年9月の政府税制調査会中間答申	3 租税リテラシーレベルの引上げ
IV 納税者に求められる租税リテラシーレベル	VI 結びに代えて

I はじめに

これまでの租税教育論は、その対象として、小中高校の児童・生徒に関心が寄せられてきたと思われる。もっとも、多くの税理士会は大学生や専門学校生（以下「大学生等」という。）に対する租税教育にも力を入れてきており、他方で、社会人に対するそれも展開してきた。しかしながら、大学生等や社会人への租税教育の展開は、小中高校の児童・生徒を対象とするそれに比して、必ずしも重点的に注力されてはいないというべきではなかろうか。

筆者は、これまでしばしば、成人向け租税リテラシー教育の重要性を論じてきたところである⁽¹⁾。そこでは、成人が租税制度を理解す

ることの重要性に異論はないと思われるものの、民主主義国家における納税者に求められる自己賦課という租税法律主義を念頭に置いた場合、果たして、その法制度が期待するような租税リテラシーを一般の成人が有しているかという点から議論を展開してきた。

そのような視角とは別に、現実の租税訴訟をみると、納税者に求められる租税法や租税制度に関する知識のレベルが現実の一般の成人が有する租税リテラシーレベルに合致していないようにも思われる点にも関心が寄せら

(1) 「社会人向け」という表現を採用すべきかについては検討の余地があるが、広く、いわゆる専業主婦（夫）や介護福祉施設入所者等なども含めて考える必要があるため、本稿においては「成人向け」という表現を採用することとする。

れるべきではないかと考えている。

そこで本稿では、成人向け租税リテラシー教育の必要性論の一環として、申告納税制度において求められる納税者の租税リテラシーレベルについて若干の考察を加え、この角度からも成人向け租税リテラシー教育の重要性を語るができるという点を示すこととしたい。

具体的には、従前行われてきた租税教育について概観した上で、若干の裁判例を紹介することを通じて、申告納税制度に要請される納税者の租税リテラシーレベルがこれまで必ずしも十分に議論されてこなかった点を指摘することとしたい。

II 成人向け租税教育

1 近時の租税教育論

近時の租税教育論に火をつけたのは、平成23年度税制改正大綱であったといっても過言ではあるまい。

平成22年12月16日付け政府税制調査会『平成23年度税制改正大綱』は、「国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」としている（同大綱6頁）。これになぞらえて考えてみると、同大綱は、租税教育を「社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えること」すなわち「健全な納税者意識」を養うことと位置付けているようである。そして、かように社会構成員としての主体的な思考を行うことができるようになるためには、「租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解」する必要があるというのである⁽²⁾。すなわち、この文脈からすれば、租税教育の目的はここにあることになる。「健全な納税者意識」を有することは⁽³⁾、「納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要」であるから⁽⁴⁾、租税教育は重要なものと整理される。

かように、平成23年度税制改正大綱は、租税教育を「社会全体で取り組むべきもの」と位置付けており、官民の協力が強調されたのである。これを受けて、同年11月には、国税庁、総務省、文部科学省により、「租税教育推進関係省庁等協議会」（以下「租推協」とい

(2) 納税者の権利の側面から租税教育の重要性を指摘するものとして、磯村ひとみ「租税教育についての一考察—憲法30条の成立過程」岐阜聖徳学園大学教育実践科学研究センター紀要17号282頁（2018）、真島聖子「租税教育と国民主権」探究〔愛知教育大学社会科教育学会誌〕27号101頁（2016）。

う。)が発足した。これは、教育委員会や小学校・中学校・高等学校などの教育関係者と、国・県・市町村の税務関係者及び関係民間団体が協力して、租税教育の推進を図るべく設けられた組織である。

もちろん、政府⁽⁵⁾や地方自治体⁽⁶⁾のみならず、実務界、学会においても租税教育が論じられるようになっており、その意義⁽⁷⁾や目的⁽⁸⁾、手法⁽⁹⁾についての充実した議論が展開されつつあるといえよう⁽¹⁰⁾。

2 成人向け租税リテラシー教育への関心

平成23年度税制改正大綱にあるように、従前、租税教育のターゲットとされてきたのは、児童・生徒及び「社会人となる手前」の学生

であり、社会人が除かれていた。このように、大人に対する租税教育についてはこれまであまり強く意識されてこなかったように思われる⁽¹¹⁾。しかしながら、租税教育は子どもに対するものだけではないはずである。むしろ、民主主義社会の構成員である成人が租税の意義や租税制度を知らなければならないのは当然であって、成人にこそ租税教育を施すべきという考え方に異論を挟む向きはなからう⁽¹²⁾。

租税教育が子どもを対象としてきた理由には様々なものがあると思われる。おそらく、租税教育自体が、議論こそ長い間されてきたものの、具体的な充実した実践を伴うものとなったのが近年になってからであったという背景もあろうし、何よりも「教育」という意

(3) このような文脈にみる納税者意識はタックス・モラル (Tax Morale) についての先行研究として、Torgler, B., *Tax Compliance and Tax Morale, A Theoretical and Empirical Analysis*, Edward Elgar Publishing Limited, at 64 (2007)。なお、納税者意識については、藤巻一男『日本人の納税者意識』(税務経理協会, 2012)、林宏昭『これからの地方税システム』(中央経済社, 2001) 25頁など参照。米国の納税者意識調査については、1998年に米議会によって設立されたIRS監視委員会 (IRS Oversight Board) が、納税者意識調査 (Taxpayer Attitude Survey) を実施している (2014 Taxpayer Attitude Survey : <https://www.treasury.gov/IRSOB/reports/Documents/IRSOB%20Taxpayer%20Attitude%20Survey%202014.pdf> [2021.8.17visited]), 2014 Taxpayer Attitude Survey : IRSOB_TAS 2013.pdf (treasury.gov) [2021.8.17visited])。

(4) 租税負担に関する国民意識については、藤巻一男「租税負担と受益に関する国民意識について」税大ジャーナル14号45頁 (2010)、東京都「平成28年度第3回インターネット都政モニター税に対する都民の意識〔調査結果〕」東京都HP (都政モニターアンケート結果 税に対する都民の意識 | 東京都 (tokyo.lg.jp) [2021年9月22日訪問]), 長浜

昭夫「納税意識の変革」産研通信51号17頁 (2001)、佐藤進『文学にあらわれた日本人の納税意識』(東京大学出版会, 1987)、同『日本の租税文化』(ぎょうせい, 1990) など参照。

(5) 玉岡雅之「租税教育について」租税研究787号56頁 (2015)。

(6) 市田浩恩「租税教育の充実について」ファイナンス47巻10号48頁 (2012)。

(7) 神野直彦「私の租税教育論」税弘63巻10号78頁 (2015)、井出英策「同」税弘64巻1号98頁 (2016)、山内敏雅「同」税弘64巻2号104頁 (2016)、林正巳「同」税弘64巻12号96頁 (2016)、吉末幹久「同」税弘65巻5号78頁 (2017)、林宏昭「同」税弘66巻6号92頁 (2018)、平田清悦「同」税弘66巻7号92頁 (2018)、近藤雅人「同」税弘66巻8号92頁 (2018) など参照。

(8) 吉村政穂「私の租税教育論」税弘64巻5号102頁 (2016)、後藤和子「同」税弘65巻2号84頁 (2017)、青山慶二「同」税弘65巻3号98頁 (2017)、川井和子「租税教育における税理士の役割—租税法の基本原則の意義を踏まえて—」税弘56巻7号143頁 (2008)、同「租税教育における税理士の使命—租税法の基本原則を踏まえて—」税法574号25頁 (2015) など参照。

識が全面に出ていたためであったのかもしれない。そもそも、大人は租税の意義や法制度について十分に理解しているはずであるという暗黙の了解があったという指摘も可能かもしれない。しかし、成人は果たして十分に租税法を理解しているといえるのであろうか。

近時は、働き方改革やワーク＝ライフバランスへの関心が高まり、再チャレンジができる社会、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けたリカレント教育¹³⁾の充実の機運を受けて、大人が「学び直す」という風潮がみられるところでもある¹⁴⁾¹⁵⁾。かような中であっ

て、私見としては、租税の意義、租税制度や租税法を十分に理解するための成人向け租税リテラシー教育の必要性が再認識されるべきではないかと考える。生徒・児童に対する租税教育が行われてきたものの、教育の連続性という意味において¹⁶⁾、社会で活躍する年代に到達した彼らが、果たしてこれまで学習してきた租税教育の成果を社会において発揮できているのかという現実的な不安も惹起されるからである。従前より、租税行政庁や税理士会等では成人に対する租税教育に取り組んできてはいる。国税庁は、毎年税務大学校にお

(9) 新井進「私の租税教育論」税弘64巻7号82頁(2016)、木山泰嗣「同」64巻8号90頁(2016)、渕圭吾「同」税弘64巻10号80頁(2016)、浅妻章如「同」税弘64巻13号92頁(2016)、藤谷武史「同」税弘65巻1号108頁(2016)、佐藤英明「同」税弘65巻7号92頁(2017)、酒井貴子「同」税弘65巻9号108頁(2017)、高橋祐介「同」65巻10号92頁(2017)、今村隆「同」税弘65巻12号92頁(2017)、池上岳彦「同」税弘65巻12号108頁(2017)、杉山剛士「同」税弘66巻1号124頁(2018)、宮本十至子「同」税弘66巻2号92頁(2018)、木村草太「同」税弘66巻4号92頁(2018)、成道秀雄「同」税弘66巻9号110頁(2018)、泉絢也「アクティブ・ラーニング(起業や会社経営体験)を通じた『リアリティのある租税教育』」月刊税務事例50巻5号73頁(2018)、酒井克彦「租税教育についての若干の所見」税理士界1349号8頁(2017)、同「アントレプレナーシップ教育としての実践的租税教育—租税教育現場における税理士法の違法性阻却—」月刊税務事例50巻9号38頁(2018)、同「ディベートを活用した租税教育の実践」月刊税務事例50巻8号70頁(2018)、同「租税教育を包摂したアントレプレナーシップ教育」月刊税務事例50巻7号58頁(2018)、同「シティズンシップ教育の実践としてのアクティブな租税教育」月刊税務事例50巻6号67頁(2018)、同「租税リテラシー教育のために検討されるべきプログラム(1)～(4・完)」月刊税務事例50巻10号37頁、同11号55頁、同12号47頁(2018)、同51巻5号37頁(2019)など参照。

(10) 全国女性税理士連盟・西日本支部研究部『納税者意識の醸成に向けて』(全国女性税理士連盟、2021)81頁、市木雅之「租税教育における納税者意識の熟成と納税者の権利」三木義一先生古希記念論文集編集委員会編『現代税法の納税者の権利』(法律文化社、2020)319頁、九州北部税理士会『税理士が行う租税教育等の意義と課題』(2016)、株式会社日本総合研究所東京主税局HP『租税に対する国民意識と税への理解を深める取組に関する国際比較調査・分析等委託最終報告書(2017.3)』25頁(東京主税局HP1_1.pdf(tokyo.lg.jp))〔2021年9月22日訪問〕など参照。

(11) 成人向け租税教育について言及する論稿として、例えば、中里実「私の租税教育論」税弘63巻13号75頁(2015)、渡辺徹也「同」税弘64巻9号92頁(2016)など参照。

(12) 玉岡雅之「租税教育と財政学」国民経済雑誌215号53頁(2017)。

(13) この点について、酒井克彦「生涯教育としての租税教育」税理61巻7号156頁(2018)参照。

(14) アンドラゴジー理論については、酒井克彦「アンドラゴジー理論による成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例51巻10号52頁(2019)参照。

(15) 玉岡雅之「私の租税教育論」税弘63巻11号118頁(2015)参照。

(16) 租税教育の連続性について、真島聖子「私の租税教育論」税弘65巻8号92頁(2017)、品川芳宣「同」税弘65巻5号92頁(2018)。

いて公開講座として広く多くの人を対象に租税制度を解説する講座などを展開しているし、「税を考える週間」では、租税行政庁のみならず、関係民間団体も趣向を凝らして様々な税制周知等のための活動を行っている。また、日本税理士会連合会が平成23年4月21日に制定した「租税教育等基本方針」では、社会人に対する租税教育の必要性も謳われている¹⁷⁾。さりとて、果たして、それらの諸活動だけで「成人に対する租税教育」は十分であったのであろうか。

成人向け租税リテラシー教育は、教育を受ける側からの素朴な疑問、例えば、なぜ税金を支払わなければならないのかとか、どの程度税金を負担しなければならないのかといったプリミティブな疑問に、納税者たる国民が答えることができるように仕向けられるべきであるという意見があろう¹⁸⁾。こういった素朴な疑問は租税制度を正しく理解するために極

めて重要な関心事項であることはいうまでもない¹⁹⁾。社会の変容が著しい中であって、制度の根本的支柱を忘れがちであるからこそ、基礎的かつ根本的な理解は重要性を増しているということもできそうである²⁰⁾。

民主主義社会の構成員たる成人国民は、とりわけこの基礎的な理解なかりせば、政治参画者たる素養を有しているとはいえないように思われるのである²¹⁾。

かような問題関心の下、成人が租税に対するリテラシー²²⁾を十分に持ち得るための租税教育の必要性が議論されるべきとの認識から、東京税理士会では、成人に対する租税リテラシー教育の検討のため「租税リテラシー教育研究検討委員会」〔座長：筆者〕（以下「租税リテラシー検討委員会」という。）を立ち上げ²³⁾、検討を行った²⁴⁾。

17) 同租税教育等基本方針4項③は、「租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育等の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について『生涯教育』或いは『生涯学習』という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育等にも取り組む。」としている。

18) 丸山高満「租税意識とその形成についての一考察(1)」自研47巻11号37頁(1971)は、租税意識の出発点を如何なる理由において租税を支払わねばならぬかという設問にあるとする。

19) Monica Bhandari, Introduction to Philosophical Foundations of Tax Law, at 1.

20) *Id.* at 1.

21) 租税根拠論にこそ租税教育に必要な本質的な問いとされる論稿として、田中治「私の租税教育論」税弘65巻6号88頁(2017)、谷口勢津夫「同」税弘64巻6号70頁(2016)。

22) リテラシーという用語は、言語学的には読み書き能力として捉えることができると思われる(言語マイノリティーの児童生徒に関する国家リテラシー委員会〔The National Literacy Panel on Language-minority Children and Youth〕による第二言語学習者のリテラシー報告書参照)。例えば、言語心理学者や教育心理学者は「リテラシー」を認知心理的行動と捉え、リーディングやライティングを行う際の、細分化された認知心理スキルやそのスキルが働くプロセスの仕組みの解明に興味を持っているようである(小島弘道『リテラシーを育てる英語教育の創造』(学文社、2013)9頁)。しかしながら、今日的にはリテラシーという用語は、「コンピューター・リテラシー」、「メディア・リテラシー」、「科学リテラシー」、「環境リテラシー」、「保険リテラシー」などと多様な使われ方をしている用語と捉えることができる(小島・前掲書9頁参照)。本稿では、租税に関する意義や制度、法律についての認知という意味で「租税リテラシー」という用語を用いる。

Ⅲ 租税リテラシーの現状と実践的活動

1 アンケート調査結果

そもそも、現状、成人が租税制度に対してどの程度関心を有していて、かかる関心がどのような理解に接続をしているのであろうか。租税リテラシー検討委員会では、成人が租税

制度や税金の使い道に対していかなる感情を有しているのか、不満があるとすればその理由は奈辺にあるのかといった素朴な投げかけをアンケート調査の形式によって行い、一定の情報を得、これを分析することとした。

ここで、その膨大なデータの中からごくごく簡単に数問のアンケート結果を紹介することとしよう。

Q1 あなたは自分が納める税金について納得感がありますか？（最も近いと思うものを一つお選びください。）

【表例】＊割付（7区分）

	(%)				
	納得感がある	ある程度納得感がある	あまり納得感がない	納得感がない	わからない
TOTAL (n=3749)	1.9	16.6	37.3	38.9	5.4
経営者 (n=1069)	2.4	16.7	36.4	41.4	3.1
一般社員～部長クラス 20～29歳 (n=304)	0.7	14.8	37.5	38.2	8.9
一般社員～部長クラス 30～39歳 (n=321)	1.9	14.3	32.4	43.3	8.1
一般社員～部長クラス 40～49歳 (n=325)	0.3	12.6	42.2	40.6	4.3
一般社員～部長クラス 50～59歳 (n=319)	1.3	13.8	37.6	43.3	4.1
一般社員～部長クラス 60～69歳 (n=326)	1.2	23.9	38.3	33.4	3.1
自営業 (n=1085)	2.5	17.4	37.8	35.1	7.2

（出所）東京税理士会租税教育推進部編『平成30年租税リテラシー教育研究報告書』（2018）

租税リテラシー検討委員会では、「納税者の納税に対する納得感を高めるためにはどうしたらよいか」という点を取り組むべき課題として位置付け、そのための具体的な教育プロ

グラム検討のために、納税者の意識調査を実施した。Q1は、意識調査の出発点として、納税者の納得感を直接問うものとなっている。

「あまり納得感がない」を含めると、予想ど

②3 かかる議論の必要性等については、神津信一ほか「租税リテラシー教育とは〔座談会〕」税理61巻2号136頁（2018）、西村新ほか「租税リテラシー教育の実践に向けて〔鼎談〕」税理61巻8号155頁（2018）を参照。

②4 東京税理士会租税教育推進部『平成30年度租税リテラシー教育研究報告書』、同『令和元年度租税

リテラシー教育研究報告書』参照。なお、前者については、酒井克彦「租税リテラシー教育検討委員会中間報告」税理62巻6号150頁（2019）、後者については、同「納税行動と成人向け租税リテラシー教育—租税リテラシー教育検討委員会最終報告を契機に—」税理63巻7号168頁（2020）参照。

おり全体の約7～8割が納める税金について納得感を得ていないことが分かった。これは全てのアンケートターゲット層において共通

してみられる。もっとも、年齢層別にみると、年齢を重ねるほど納得感がある割合が高くなっている。

Q2 Q1で「あまり納得感がない」「納得感がない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか？（最も近いと思うものを一つお選びください。）

【表側】*割付（7区分）

	納税額が高いと思うから	自身の納税額の計算方法をよく知らないから	世の中公平に課税されているのか疑問があるから	税金の使い道に関する不満があるから	税金の使い道に関する情報や知識が不足しているから	納税による自身へのメリットがよくわからないから	その他	(%)
TOTAL (n=2857)	38.2	4.9	16.2	26.6	5.7	8.1	0.4	
経営者 (n=832)	41.6	3.1	16.5	28.4	4.1	6.0	0.4	
一般社員～部長クラス 20～29歳 (n=230)	44.8	9.1	6.1	19.6	7.4	12.6	0.4	
一般社員～部長クラス 30～39歳 (n=243)	42.0	4.5	8.6	25.1	9.1	10.3	0.4	
一般社員～部長クラス 40～49歳 (n=269)	41.3	8.2	13.8	21.9	4.8	9.3	0.7	
一般社員～部長クラス 50～59歳 (n=258)	39.1	5.0	19.0	24.8	6.2	5.8		
一般社員～部長クラス 60～69歳 (n=234)	31.6	7.7	22.6	23.5	7.3	6.8	0.4	
自営業 (n=791)	32.0	3.7	19.1	30.3	5.4	9.0	0.5	

（出所）東京税理士会租税教育推進部編『平成30年租税リテラシー教育研究報告書』（2018）

Q2は、納得感のない者に対する深掘りの質問である。租税リテラシー教育として取り組む課題をあらかじめ仮説として設定し、かかる仮説の検証を行ったものである。納得感がない理由のトップ3位は、「納税額が高いと思うから」が約3～4割、「税金の使い道に関する不満があるから」が約2～3割、「公平に

課税されているのか疑問があるから」が約1～2割である（以下、これらを「第一階層」という）。残りの1割以下は、「自身の納税額の計算方法を知らないから」、「税金の使い道に関する情報や知識が不足しているから」、「納税による自身へのメリットがよくわからないから」であった（以下、これらを「第二階

(25) 納税意識論については、丸山・前掲注(18)33頁。そのほか、同「租税意識とその形成についての一考察(2)～(29・完)」自研48巻1号113頁(1972)～同52巻9号49頁(1976)、横山直子「わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性—所得税・消費税・住民税を中心に—」大阪産業大学経済論集18巻3号79頁(2017)、同「所得税と住民税に関する納税意識と納税協力費の根拠」大阪

産業大学経済論集17巻2号1頁(2016)、同「徴税・納税制度と納税意識に関する研究—所得税・消費税を中心に—」大阪産業大学経済論集16巻1号2号1頁(2015)、同「地方財政における効率性と納税意識」姫路獨協大学経済情報学論集26号37頁(2008)、山本栄一『都市の財政負担』(有斐閣、1989)、富村将之「私の租税教育論」税弘2016年4月号85頁(2016)など参照。

層」という。)

第一階層には、一般社員・部長クラスのうち比較的高い年齢層の人、経営者及び自営業が多い。第一階層については、①第二階層に示されている不満感の理由に合致するものがなく、より包括的な行政官庁や政治への不信が表れたとみることもできるし、②リテラシー的には十分であるが、それでも不満を感じていることの表れであるとみることも可能である。①の理由について、中央政府等への不信感が誤解に基づくものであるとすれば、リ

テラシーにおいて不満の本質を可視化させることは可能であり、そのことをもって不満の軽減につながるかもしれない。②の理由であるとするれば、比較的若い年齢層に対するリテラシー教育をターゲット化すべきかもしれない。

確定申告をしているか否かについて問うた別の質問では、20歳代の成人の1割以上(13.8%)が、自分が確定申告をしているかどうか分からないという驚きの調査結果も出ているのである。

Q3_1 昨年あなたはいくら所得税を納めたかご存知ですか？(最も近いと思うものを一つお選びください。)

【表例】*割合(7区分)

	概ねいくら位納めたか分かっていない(または、自分に納税義務がなかったことをしている)	所得税を納めていることは知っているが、金額までは分からない	所得税を納めているかどうか分からない
TOTAL(n=3749)	60.7	35.7	3.6
経営者(n=1069)	72.0	26.1	1.9
一般社員～部長クラス 20-29歳(n=304)	39.5	53.9	6.6
一般社員～部長クラス 30-39歳(n=321)	41.1	56.1	2.8
一般社員～部長クラス 40-49歳(n=325)	46.5	51.1	2.5
一般社員～部長クラス 50-59歳(n=319)	51.4	47.0	1.6
一般社員～部長クラス 60-69歳(n=326)	56.7	41.7	1.5
自営業(n=1085)	69.3	24.4	6.3

(出所) 東京税理士会租税教育推進部編『平成30年租税リテラシー教育研究報告書』(2018)

果たして、どれほどの人が自己の納税額を把握しているのだろうか。Q3_1は、所得税の納税額の知・不知を問うものである。年齢層が高齢化するにつれ、自己の納税額を分かっている回答割合が増加していた。また、経営者・自営業が納税額について理解が深い点は予想どおりであった。

断片的なアンケートではあるものの、この

調査結果は国民各層における租税リテラシーのレベルを図る一つの素材となり得ると考える。すなわち、多くの国民は、納税について納得感を得ていないが、その理由は租税負担が重すぎると考えているようなのである。しかしながら、自分が重く感じている租税負担がどの程度のものなのかについては、実際はよく分からないというのが、現実の国民の

租税リテラシーのレベルなのである。

このほか、納得していない税制についての情報はどこから得ているのかとの質問に対しては、圧倒的に「テレビや新聞等のマスメディアから得ている」(42.6%)ようであり、次に多かったのが、「そもそも情報を得ていない」が16.2%もあった。そして、「国税庁の情報」(9.1%)や「税理士などの租税専門家からの情報」(5.6%)が極めて低いことが明らかとなった。いわばテレビ等の情報のみが多く国民の租税リテラシーを形成する情報源であるということが判然としたのである。

自身の租税負担がどの程度かという問いは、租税にいかに関心を有しているかを図るバロメーターとして位置付けたものであるが、上述のとおり、自らの租税負担さえも実際はよく分かっていないのに、租税負担が重いとして納税に対する納得感を得ていないという。この現状は、租税に関する基礎知識を問う以前の問題として無視できない調査結果であるといえよう²⁶⁾。

2 成人向け租税リテラシー教育の具体的実践

再説するが、成人の多くが納税に納得感を得ていない理由は租税負担が重すぎると考えていること、そのような明確な理由があるの

にもかかわらず、実は多くの者が実際に自分がどの程度の租税負担をしているか全く分かっていないこと、租税制度についても分かっていない者が多いところ、租税制度の不知や誤解を解くための情報を得ていないこと、税理士会などを情報源として考えていないことなどが判然とした。また、成人のうちでも、特に若い世代が租税リテラシーに欠けていることが明らかとなった。

そこで、成人のうち、特に若い世代に向けての租税教育の在り方こそが優先的に検討されるべきであるとの結論を得た。しかし、高齢者層等をターゲットとする租税教育とは異なり²⁷⁾、その層に対する租税教育を実施するに当たっての最初のハードルは、学校のような「箱物」がないことであった²⁸⁾。そこで、少数を対象にした「夜活」を実施するほか²⁹⁾、企業における新入社員向け社員教育の場面での出張講義や³⁰⁾、小学生のPTA向け講義を行う³¹⁾といったようにいくつかのパイロットテストを実施した。また、中央大学の酒井克彦ゼミナールを活用して、大人の入り口に立つ学生向けに、若年成人向け租税教育の練習などを実施した³²⁾。さらには、YouTubeやclubhouseの活用も実践してきた³³⁾。

これらの活動に共通するのは、社会のイン

26) 森信茂樹氏は、国民の税に対する関心の低さを指摘されている(森信茂樹「私の租税教育論」税弘64巻3号73頁(2016))。

27) 成人向け租税リテラシー教育のうち、高齢者等に対しては、公民館活動や図書館活動も視野に入れるべきであろう。この点に関しては、酒井克彦「成人向け租税リテラシー教育における公民館の活用」月刊税務事例53巻5号33頁(2021)、同「成人向け租税リテラシー教育における図書館の役割」月刊税務事例53巻4号48頁(2021)参照。

28) この点については、酒井克彦「租税リテラシー

教育：決められた『箱物』からの解放—租税教室から租税教育、租税教育から成人向け租税リテラシー教育へ—」月刊税務事例51巻9号43頁(2019)。

29) 酒井克彦「『夜活』活用による成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻1号45頁(2020)参照。

30) 酒井克彦「社員教育における成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻6号39頁(2020)。

31) 酒井克彦「PTA活動における租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻5号32頁(2020)。

フラストラクチャーである税³²⁾について、成人とりわけ若い世代が「納得感」を得られるような租税教育の実践である。

3 令和元年9月の政府税制調査会中間答申

さて、かような活動を行ってきたところ、令和元年9月付け政府税制調査会中間答申『経済社会の構造変化を踏まえた 令和時代の税制のあり方』が公表された。そこでは、「税に対する理解を深めるための取組」は、「税は、社会を支える公共サービスの費用を分かち合うものであり、国民が安心して暮らしていくために重要な役割を果たしている。国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税に対する国民の理解を深めていく必要がある。人口減少や少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化を踏まえつつ、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行い、受益と負担のあり方に関する国民的な論議を深めていくことが重要である。学校教育においても、将来の社会を担う子供たちが早くから税の意義・役割等について考える機会を持てるよう、租税教育を一層充実させる必要がある。高等教育や社会人のための学びの場等においても、このような取組が幅広く行われることが重要である。〔下線筆者〕」とされている（同答申23頁）。

ここに引用した箇所できりわけ注目をしたいのは、租税リテラシー検討委員会が念頭に

置いたキーワードである「納得感」を持つことができるために税に対する理解を深めることの必要性が確認されたことであり、「社会人のための学びの場等」における租税教育の重要性が指摘されたことである。

今後、政府税制調査会答申が上記に論じているところをいかに実現していくかという本題がこれからのリテラシー教育研究の山場である。

IV 納税者に求められる租税リテラシーレベル

1 問題関心

このように社会人に対する租税教育が脚光を浴びてきていることは歓迎すべきであるが、そこで租税教育として何がなされるべきかについての検討がさらに重要性を帯びていると考える。結論を先に述べると、租税リテラシー教育が重要であると考え。すなわち、いわば読み書き能力と同様、経済生活をするに当たって国民がどの程度の租税に関する知識を有している必要があるのかという側面から、その学習レベルを考えるとという観点からの検討が重要であると思われるのである。

その検討に当たっては、いくつかの段階的考察が求められるようにも思われるが、ここでは、実際の裁判において、納税者にどの程度のレベルの租税リテラシーが求められているのかについて考える必要があろう。すなわち、このような現実を直視した上で、次に、

32) 酒井克彦「社会人予備軍としての学生向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻6号46頁(2020)。

33) この点に関しては、酒井克彦「オンラインを活用した成人向け租税リテラシー教育の可能性(研

究ノート)一箱物脱却のための新たな『租税教育』の手法」月刊税務事例52巻12号38頁(2020)。

34) 佐藤正光「私の租税教育論」税弘66巻3号95頁(2018)。

法がどの程度の租税リテラシーの水準を求めているか、裁判所がどの程度の租税リテラシーの水準を基準にしているのかという点について考えてみたい。そこで、納税者の予測可能性の観点から(2)、源泉徴収制度の観点から(3)、加算税免除の「正当な理由」判定の観点から(4)の考察を加えることとしたい。

2 予測可能性からの視角

(1) 租税法律主義の要請

租税法律主義は、法的安定性と予測可能性を担保するものと解されている。特に、予測可能性については学説においてもその優位性が強調されており³⁵⁾、時には合法性の原則に優位する憲法学的要請であるともいえよう。

租税制度に対する理解の有無は、間接的な形で納税者の予測可能性に影響を及ぼす問題であると捉えることができるのではなかろうか。

予測可能性というのは、予測をする立場の者にとっての個々の能力に依存する観念であるといえよう。すなわち、ある者にとってはある一定程度の不完全な情報をもってして予測可能であるとしても、他の者にとってはか

ような情報では予測を立てることが不可能となるという具合にである。そうであるとすれば、本来であれば、予測可能性を論ずる環境整備論が議論されなければならないところ、一定の租税情報に対する知識や理解があることを所与とするかのような議論が展開されているように思われる。

(2) 遡及課税事件

憲法39条の遡及処罰禁止原則とは異なり、憲法に遡及課税禁止の明文はないものの³⁶⁾、憲法84条は納税者の信頼を裏切るような遡及立法を禁止する趣旨ないし機能をも含んでいると解されている³⁷⁾。

たとえ履行不能な遡及立法が濫用され、予測可能性が欠けたとしても、経済生活にそれほど大きな支障はないといい得るが、人々は現在適用されている租税法規に依拠しつつ各種の取引を行うのであるから、後になってその信頼を裏切ることは、租税法律主義の狙いである予測可能性や法的安定性を害することになる³⁸⁾。

租税は今日的には国民の経済生活のあらゆる局面に関係を有しているから、人々は、そ

35) 佐藤英明教授は、「〔租税法の〕文脈に依存した限定解釈が法律による委任の司法的統制手段として適切たりうするためには、限定解釈が依存する文脈が、その委任規定に係る租税の課税要件等を定める法律の規定を基礎として決定される必要がある。この条件は、納税者の予測可能性を確保するためにも必要である。」と論じられる（佐藤英明「租税法律による命令への委任の司法統制のあり方—現状と評価—」フィナンシャル・レビュー129号42頁（2017））。もっとも、同教授は、租税法律主義のうち、課税要件法定主義が絶対的原則であるのに対して、予測可能性原則については、相対的なものと位置付けられる（佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子宏編『租税法の基本問題』

（有斐閣、2007）55頁。渕吾吾教授は、予測可能性原則の放棄を論じられる（渕吾吾「租税法律主義と『遡及立法』」フィナンシャル・レビュー129号93頁（2017））。

36) ほかに、昭和48年改正地方税法による特別土地保有税が合憲とされた事例として大阪高判昭和52年8月30日判時878号57頁などもある。

37) 金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂、2019）121頁、吉村典久「遡及適用の合憲性」税研148号19頁（2009）、谷口勢津夫『税法基本講義〔第6版〕』27頁（弘文堂、2018）。なお、清永敬次教授は、租税法律主義を根拠とはされていないようである（清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013）23頁）。

の租税法上の意味、あるいはそれが招来するであろう納税義務を考慮することなしには、いかなる経済的意思決定をもなし得ないのであるから、多くの経済取引において租税の問題は考慮すべき最も重要なファクターの1つであり、合理的経済人であるならば、その意思決定の中に租税の問題を組み込むはずであろう³⁸。さすれば、合理的経済人にとって予測可能なレベルの租税制度への理解度とはどの程度なのであろうか。

例えば、建物譲渡による損失について損益通算を廃止した租税法規の遡及適用が憲法84条の趣旨に反するか否かが争点とされた事例において、福岡地判平成20年1月29日判時1213号34頁³⁹は、「平成15年12月17日、与党が平成16年度税制改正大綱を取りまとめた。……平成15年12月18日、日本経済新聞の4面、朝日新聞朝刊の12面、読売新聞朝刊の13面、毎日新聞朝刊の13面において、平成16年度税制改正大綱の要旨が報じられ、建物等の長期譲渡所得に係る損益通算を廃止する内容等の記事が掲載された。このうち、日本経済新聞の記事にのみ、平成16年分以後の所得税について適用されることが記載され、その対象となる譲渡の時期が平成16年1月1日以後であることを知り得るものとなっていた。これらの記事は、いずれも、新聞記事の段組みの記載で2行ないし13行の小さいものであった」ことなどが認定され、「本件改正は生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、これ

により不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成15年12月31日時点において、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったことなどを総合すると、本件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということとはできない。損益通算目的の駆け込みの不動産売却を防止する必要性も、駆け込み期間を可及的に短くする限度で許容されるのであって、それを超えて国民に予見可能性を与えないような形で行うことまでも許容するものではないというべきである。」として、同改正は、租税法規不遡及の原則（憲法84条）に違反し、違憲無効と判断された。

このように、一般の国民にとっての予測可能性（上記判決では予見可能性）がそのような新聞の報道等のみでは担保されていたとはいえないとしたのである。しかしながら、控訴審福岡高判平成20年10月21日判時2035号20頁⁴⁰は、「平成15年12月17日、本件改正の内容を具体化した与党の平成16年度税制改革大綱が公表され、同月18日、我が国の主要な新聞紙上にその内容が掲載され、その後、租税及び不動産の専門誌等においても報道されていたことが認められるから、同日の時点で、平成16年の所得税から土地建物等の長期譲渡所得について損益通算が廃止されることが予測できる状態になったことが認められる。そして、一部の新聞には、上記損益通算の廃止が

38) 金子・前掲注37)121頁。

39) 金子・前掲注37)80頁。

40) 判例評釈として、三木義一「判批」税理51巻6号71頁（2008）、品川芳宣「判批」TKC税研情報17巻3号70頁（2008）、浅妻章如「判批」月刊税務事例40巻7号1頁（2008）、増田英敏「判批」税弘

56巻7号79頁（2008）、今本啓介「判批」自研85巻11号140頁（2009）、井川源太郎「判批」税法567号241頁（2012）など参照。

(41) 判例評釈として、吉村典久「判批」税研148号17頁（2009）、酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』（財経詳報社、2011）13頁など参照。

平成16年1月1日から適用されることが報道されていたほか、所得税が期間税であり、原判決列表のように、過去の税制改正において、年度途中の改正の内容が年度開始時に遡って適用されることが数回あったことからすれば、前記損益通算の廃止が年度開始時に遡って適用されることも、ある程度予測可能な状態であったということが出来る。

以上から、本件改正と同内容である与党の税制改革大綱が国民に知れた時期（平成15年12月18日）は本件改正が適用される平成16年1月1日の2週間前であるし、租税及び不動産の専門誌等はその対象読者は限られていると考えられるから、一般国民に対する周知の程度には限界があったことは否定できないものの、納税者において本件改正の予測可能性が全くなかったとはいえない。」として原審判断を覆した。このように福岡高判は、与党大綱やそれを報じる新聞報道があったことなどから、予測可能性が全くなかったとはいえないと判断したのである⁴²⁾。

一般国民の予測可能性の有無について、福岡高判は上記のとおり、全国紙が与党大綱を取り上げたことを前提としており、「一般国民に対する周知の程度には限界があった」ものの、かかる周知の対象となる受け手側国民の予測可能性を毀損するほどではなかったと捉えているように思われるのである。すなわち、

周知の不充実は国民の側の予測可能性にダイレクトに働きかけるものではないと捉えているか否かは判然とはしないものの、「周知」と「予測可能性」との間の切断に対する配慮が看取取れないのである。別言すれば、周知が不十分であったとしても、そのことが直接に予測可能性に接続されるか否かは保証の限りではなく、周知が不十分であったとしても、一般の国民に期待される租税リテラシーを前提とすれば、十分に予測可能な環境にあったと認定された事例であるとみてもよいように思われるのである⁴³⁾。

3 源泉徴収義務と租税リテラシー

一般的に源泉徴収義務者に注意義務が課されるとすれば、その点も要求される租税リテラシーレベルの問題に接続され得る。例えば、外国の国籍を有する者から不動産を購入した場合に、売却者が非居住者であるか否かによって購入者の源泉徴収義務の有無が問われることになるが、そのような場合の不動産購入者につき、かかる注意義務が論じられることがある⁴⁴⁾。

東京地判平成28年5月19日税資266号順号12856（以下「非居住者源泉徴収事件」ともいう。）⁴⁵⁾は、「原告〔筆者注：源泉徴収義務者とされた法人〕の担当者（ab及びac）は、Gが非居住者である（米国に生活の本拠を有して

42) この事件の類似事案である、最一判平成23年9月22日民集65巻6号2756頁及び最二判平成23年9月30日民集237号519頁も違憲性を否定している。なお、両最高裁判決は、「予測可能性」という表現を判決文の中で使用してはいない。類似事例も含めたこれらの事案の検討に関しては枚挙に暇がないが、例えば、首藤重幸「租税法における遡及立法の限界」木村弘之亮＝酒井克彦編著『租税正義

と国税通則法総則』（信山社、2018）59頁、平川英子・租税判例百選〔第7版〕10頁（2021）など参照。

43) これに対して、周知の不十分性と納税者の事情との「合わせ技」で適用違憲を判断したのが前述の福岡地判平成20年1月29日であったとも指摘されている（谷口・前掲注⑦33頁）。

いる)可能性をも踏まえて、Gに対し、その具体的な生活状況等(例えば、Gの出入国の有無・頻度、米国における滞在期間、米国における家族関係や資産状況等)に関する質問をするなどして、Gが非居住者であるか否かを確認すべき注意義務を負っていたというべきであり……、Gの住民票等の公的な書類を確認したからといって、そのことのみをもって、原告が本件注意義務を尽くしたということとはできない。」として、原告に対する源泉徴収義務を肯定している⁴⁶⁾。この原告は、国内にある不動産を購入した買主にすぎない⁴⁷⁾。原告が不動産業者であったことを勘案しても、不動産取引の専門家としての通常行うべき注意義務を払って非居住者でないことの確認をしていれば、源泉徴収義務が負わされるべきではないとする有力な見解もある⁴⁸⁾。

上記のとおり、東京地判はかような注意義務を源泉徴収義務者に課していると解しているが⁴⁹⁾、かかる義務を課すに相応しい租税リテ

ラシーが不動産の購入者に備わっていることを当然のことと捉えているのであろうか。米国のように、譲受人からの外国人でない旨の宣誓書の提出義務が制度内部に施されておらず(IR.C. § 1445)⁵⁰⁾、かような課税情報が源泉徴収義務者にない中であって、専ら源泉徴収義務者の注意義務に頼っている制度設計においては、源泉徴収義務者に相当のレベルの租税リテラシーが要求されているとみることもできるのではなかろうか。

やはり、ここでも所得税法の期待する租税リテラシーのレベルが前述の一般国民の有する租税リテラシーレベルと大きく乖離しているとはいえないか。

4 「正当な理由」該当性と租税リテラシー

(1) 税法の不知・誤解

国税通則法65条《過少申告加算税》1項は、「正当な理由」があると認められる場合の過少申告については加算税を免除することとして

44) 源泉徴収義務者には源泉徴収義務の履行の一環として一定の情報把握義務ないし確認義務はあるとする見解として、仲川詠里「源泉徴収制度における誤徴収税額の還付問題について」青山ビジネスロー・レビュー3巻1号101頁(2013)、酒井克彦「源泉徴収制度における源泉徴収義務の範囲(下)―いわゆる年金二重課税訴訟最高裁判決の示す源泉徴収制度観―」月刊税務事例47巻9号4頁(2015)参照。

45) 判例評釈として、南繁樹「判批」ジュリ1498号10頁(2016)、木山泰嗣「判批」アコード・タックス・レビュー9=10号13頁(2018)、平川英子「判批」速報判例解説21号〔法セ増刊〕223頁(2017年)、木村浩之「判批」税弘66巻13号154頁(2018)、長島弘「判批」月刊税務事例50巻12号35頁(2018)など参照。

46) 東京高判平成28年12月1日税資266号順号12942においても判断は維持された。

47) 木山・前掲注45)13頁。

48) 岩崎政明「非居住者に対する不動産の譲渡対価・賃料の支払と源泉徴収義務」木村弘之亮先生古希記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』(信山社、2017)167頁。

49) 注意義務と源泉徴収義務との関係については、木山泰嗣「源泉徴収制度をめぐる諸問題―特別密接関係と支払者に注意義務はあるのかを中心に―」青山ローフォーラム6巻2号102頁(2018)参照。なお、酒井克彦「破産管財人弁護士に課される源泉徴収義務―『密接関係拡張論』及び『密接関係課税要件論』を中心として―」租税訴訟13号295頁(2020)も参照。

50) 中里実「非居住者の不動産譲渡の対価についての源泉徴収」税研35=36号36頁(1991)、酒井春花「非居住者による土地等譲渡における源泉徴収制度―東京地裁平成23年度判決を契機とする国際課税の一検討―」明治大学経営学研究論集50号33頁(2019)。

いる⁵¹⁾。そこで、かかる「正当な理由」の解釈を巡って議論が惹起される場所であるが、判例はいわゆる不当酷説に従って、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として国税通則法65条4項が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するとしてきた⁵²⁾。もっとも、租税リテラシーが足りず、租税制度についての不知や誤解があったとしても、そのことのみでは「正当な理由」に該当しないと解されており、課税実務においてもそのような取扱いが示されている。すなわち、例えば、平成12年7月3日付け国税庁長官通達（課所4-16ほか3課共同）「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」〔最終改正：平成28年12月12日〕は、国税通則法65条及び66条の規定の「正当な理由」について、「税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。」と通達している⁵³⁾。

このことは、前述の関心事項と接木すれば、仮に、周知が不十分であったとしても、一般の国民に期待される租税リテラシーを前提とすれば、納税者の租税法に対する不理解を根拠に正当な理由があるとまでは認定され得ないということの意味しているのであろうか。

例えば、いわゆるオデコ大陸棚事件東京高判昭和59年3月14日行集35巻3号231頁⁵⁴⁾は、「日本国沿岸の大陸棚を法人税法上の『施行地』に含める法律解釈が、控訴人等の外国法人をも含めて一般納税者の予測を超えたものとはいえない。そうすると、法人税の『施行地』に大陸棚を含む旨を、税務官庁が基本通達の発布などの措置により公表しなかったとしても、税務取扱上、妥当性を欠いたものともいえない。〔下線筆者〕」として、「正当な理由」があったとは認められないと判断している。この東京高判は、「一般納税者の予測」の有無を「正当な理由」の判断における一つのメルクマールとしているようであるが、かかる租税法上の理解が一般納税者の予測のレベルであることを裁判所は前提としているのであろう。そして、注目すべきは、租税法の解釈論を公表しなかったとする周知の不徹底が

51) 国税通則法に規定する「正当な理由」の総合的な検討として、品川芳宣『附帯税の事例研究〔第4版〕』（財經詳報社、2012）、酒井克彦『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』（清文社、2015）、同『附帯税の理論と実務』（ぎょうせい、2010）参照。

52) 最一判平成18年4月20日民集60巻4号1611頁、最三判平成18年4月25日民集60巻4号1728頁、最一判平成18年11月16日（後述）参照。

53) このような取扱いは、平成12年7月3日付け国税庁長官通達（課法7-9ほか3課共同）「源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）」〔最終改正：平成29年11月28日〕、同日付け国税庁長官通達（課資2-264

ほか2課共同「相続税、贈与税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」〔最終改正：平成28年12月12日〕、同日付け国税庁長官通達（課法2-9ほか3課共同）「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」〔最終改正：平成28年12月12日〕等においても同様に通達されている。

54) 判例評釈として、村井正「判批」租税判例百選〔第3版〕20頁（1992）、浅妻章如「判批」租税判例百選〔第5版〕128頁（2011）、佐藤直人「判批」姫路ロー・ジャーナル5号55頁（2011）、古賀衛「判批」国際法判例百選〔第2版〕70頁（2011）、一高龍司「判批」租税判例百選〔第7版〕138頁（2016）など参照。

納税者の確定申告内容に関する帰責性を免除するものではないと捉えられている点に関心が寄せられるべきであろう。

(2) 親会社ストック・オプション訴訟

課税上の取扱いが明確にされていなかった事例として、いわゆる親会社ストック・オプション訴訟がある。

この事案の背景を概観すると、昭和59年ころ、海外親会社から付与されたストック・オプションに係る課税について、当時の国税庁直税部審理課のA課長補佐は、ストック・オプションの権利行使益が「一時所得」に当たると回答した。また、昭和60年5月6日付け週刊税務通信1881号において、当時の国税庁審理室補佐Bは、同様の見解を明らかにし、昭和60年版以降平成9年版まで東京国税局職員が執筆した『回答事例による所得税質疑応答集』においても「一時所得」であるとの説明がなされた。その後、平成14年6月になって、所得税基本通達23～25共-6に「(注)(1)及び(2)の取扱いは、発行人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。」と通達した。

この事案において、納税者は一時所得該当性を主張し給与所得に該当するとする更正処分の取消しを求めるとともに信義則の適用を

主張したものの、最一判平成18年11月16日集民222号243頁⁵⁵⁾は給与所得該当性を妥当とし⁵⁶⁾、また信義則の主張を排斥した⁵⁷⁾。

他方で、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」該当性については、課税当局におけるストック・オプションに係る課税上の取扱いの周知の不徹底さを基礎として過少申告加算税は免除された。同最判は、「課税庁が従来取扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によらないとしても、通達を発するなどして変更後の取扱いを納税者に周知させ、これが定着するよう必要な措置を講ずべきものである。ところが、前記事実関係等によれば、課税庁は、上記のとおり課税上の取扱いを変更したにもかかわらず、その変更をした時点では通達によりこれを明示することなく、平成14年6月の所得税基本通達の改正によって初めて変更後の取扱いを通達で明記したというのである。そうすると、少なくともそれまでの間は、課税庁において前記の必要な措置を講じていたということはできず、納税者が上記の権利行使益を一時所得に当たるものとして申告したとしても、それをもって納税者の主観的事情に基づく単なる法律解釈の誤りにすぎないものということとはできない。」として、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」を認めたのである。一見すると、この判

55) 判例評釈として、藤谷武史「判批」平成19年度重要判例解説〔ジュリ臨増〕42頁(2008)、勝本恭子「ストック・オプション事件(通達の制定と正当な理由)」酒井克彦編著『通達のチェックポイント—所得税裁判事例精選20—』(第一法規, 2018) 264頁など参照。

56) 同事案を素材とした給与所得該当性の検討として、酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分(上)・(下)—東京高裁判決(平成16年2月19日判決)の検討を中心に

して—」月刊税務事例36巻4号1頁、同巻5号1頁、同巻6号1頁(2004)参照。

57) 信義則の適用要件を検討した論稿として、酒井克彦「租税行政庁における情報提供と信義則—誤指導による納税者の自己決定権侵害と信義則の適用要件—」法学新報111巻9=10号〔貝塚啓明先生古希記念論文集〕251頁(2005)、同「信義誠実の原則」同『ステップアップ租税法と私法』(財経詳報社, 2019) 43頁参照。

決をみる限り、周知の不十分性による納税者における租税法に対する不知・誤解に理解を示しているようにも思えるが、この事案は、上記のとおり、国税職員が示した書籍における誤った記載などが納税者の誤解を招来した事例であり、「正当な理由」が認められた判例としての射程範囲が広いものとは決していえないのではないかとと思われるところである。

いずれにしても、上記親会社ストック・オプション訴訟最判により、およそ、租税法や租税制度に関する周知の不徹底等が納税者の帰責性を否定することになると理解するのは早計であるといわざるを得ない。

租税法や租税制度に関する周知方法として、一般的には通達や国税庁広報課等の解説書などがあるが、概説書のような国税庁の解説書には詳細な記述はなされておらず、その解説書の説明は少なくとも信義則が適用される場合の公的見解の表示とはいいい難い点を残していること等からみて、仮に同書に納税者に対し誤解を与えるような記述があったとしても、それが直ちに「正当な理由」となるかについては問題があると指摘する有力な見解もある⁵⁸⁾。国税庁広報課等の解説書に誤解を与える記述があってそれを信じた納税者が過少申告になったとしても、かかる過少申告には「正当な理由」があるとはいえないとすれば、納税者にはかかる解説書の記載を読んでも誤解をしないだけの租税リテラシーが要求されるということになるのであろうか。

(3) 逆ハーフトックス事件

また、いわゆる逆ハーフトックス事件最一判平成24年1月16日判タ1371号125頁⁵⁹⁾は、所得税基本通達34-4《生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等》について、保険金を受けた者以外の者が支払った保険料も一時所得の金額の計算上控除し得るかのようによ読めるところであったが、「所得税基本通達34-4は、その本文の文言のみを見れば、本件保険金に係る一時所得の金額の計算上、本件保険料経理部分を総収入金額から控除することが許容される趣旨に理解する余地のあるものであり、このような理解と同旨の市販の解説書も複数存在していたものである。しかしながら、通達は法令の解釈に則してその意味内容が確定されるべきものであるところ、上記通達……の注の記載も含めた全体の意味内容を見ると、使用者の負担した保険料等のうち給与等として課税されたものを控除の対象とすることを原則とする趣旨に解する余地もあるのであって、直ちに上記のような理解が導かれるものとはいいい難い。」とし、「そうすると、このような状況の下で、上記課税実務上の運用や税務当局ないしその関係者の示した見解の有無などの点について十分に審理することなく、所得税基本通達34-4の文言や市販の解説書に係る前記の事情のみをもって、……過少申告について、真に納税者の責めに帰することのできな

58) これは、長期譲渡所得に係る更正処分が国税庁広報課監修の文献の説明に反するとして「正当な理由」があると主張された事例である浦和地判昭和60年3月25日税資144号704頁が、同書には原告が指摘するような記載は存在しないなどと判示して原告の主張を排斥していた事例の解説において、

品川芳宣教授の指摘されるところである（品川・前掲注(5)136頁）。

59) この事件を扱った論稿として、高野幸大「判批」判評651号146頁（2013）、酒井克彦『レクチャー租税法解釈入門』（弘文堂、2015）59頁など参照。

い客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるといえることは困難である。」と断じている。

旧所得税基本通達は、明確に、一時所得の金額の計算上控除し得る金額には「支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額（これらの金額のうち、……の金額を除く。）も含まれる。」と示しており、括弧書きで除かれた部分以外に、控除し得る金額が限定される場合があると読み取ることは困難であったともいい得る。もっとも、通達は法律ではないから、これに国民が縛られるという拘束力はなく、あくまでも国税当局部内における解釈の統一を図るための上意下達の命令手段にすぎないから、このような通達の文言に拘泥する解釈を行うことは妥当とはいえない。

他方で、いわゆるタキゲン事件東京高判平成30年7月19日訟月66巻12号1976頁⁶⁰は、「租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されるところ、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解

釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。」とする。

さりとて、国民が自己同意していない行政通達の文理を尊重して解釈論を展開するなどという考え方は妥当ではないというべきであり⁶¹、同判決には疑問が残るところである。納税者としては法律の文理及び趣旨に則った法律解釈をすべきであって、基本的には通達の表現振りに左右される必要はない⁶²。そうであるとすれば、求められる納税者像は、通達を形式的に適用しようとするようなリーガルマインドの欠如した納税者ではなく、法の文理や趣旨を十分に検討した上で正当なる法律解釈を行い得るような解釈能力を身につけた納税者であるということにもなる⁶³。通達が一般に広く公表されている信頼し得る情報であるからといって、納税者としては安易に通達

60) 判例評釈として、渡辺徹也「判批」ジュリ1535号124頁（2019）、渡辺充「判批」税理63巻10号170頁（2020）など参照。

61) タキゲン事件を素材として通達の文理解釈を否定する論稿として、酒井克彦「税務通達を文理解釈することの意義（上）・（中）・（下）」月刊税務事例51巻7号1頁、同8号1頁、同9号1頁（2019）参照。

62) 通達の弾力的運用については、酒井克彦「通達運用のグランドルール—法人税基本通達前文の意義と射程—」同『通達のチェックポイント—法人税裁判事例精選20—』（第一法規、2017）3頁、同『アクセス税務通達の読み方』（第一法規、2016）

129頁参照。その他、例えば、相続税法9条が「同族会社」に限定されるとする通達に対する疑問として、同「みなし贈与課税は『同族会社』に限定されるか—相続税法基本通達9-2と法律の制限適用—」同『通達のチェックポイント—相続税裁判事例精選20—』（第一法規、2019）338頁、取引相場のない株式を評価するに当たって行う企業評価につき、法人税基本通達の取扱いを経由させて行うことの是非について、同「取引相場のない株式の評価と法人税基本通達」同書369頁参照。

63) 所得税法34条1項の文理に拘った解釈論として、例えば、長島弘「判批」立正法学50巻1号281頁（2016）など参照。

の文言に寄りかかるのではなく、確固とした租税解釈能力を身につけるべきということであろうか。通達に依存しない解釈姿勢を身につけた納税者像が求められるのであろう。しかしながら、これは相当の難問であるとはいえないか。

(4) 平和事件

直接的な政府による広報や周知の問題とは異なるが、いわゆる平和事件最三判平成16年7月20日集民214号1071頁⁶⁴では、国税庁職員等による書籍などが、類似の事例において所得課税がなされない旨の説明を記載していた事例において⁶⁵、「正当な理由」に該当するかどうか争点とされた。同最判は、「本件各解説書は、その体裁等からすれば、税務に携わる者においてその記述に税務当局の見解が反映

されていると受け取られても仕方がない面がある。しかしながら、その内容は、代表者個人から会社に対する運転資金の無利息貸付け一般について別段の定めのあるものを除きという留保を付した上で、又は業績悪化のため資金繰りに窮した会社のために代表者個人が運転資金500万円を無利息で貸し付けたという設例について、いずれも、代表者個人に所得税法36条1項にいう収入すべき金額がない旨を解説するものであって、代表者の経営責任の観点から当該無利息貸付けに社会的、経済的に相当な理由があることを前提とする記述であるということが出来るから、不合理、不自然な経済的活動として本件規定〔筆者注：所得税法157条〕の適用が肯定される本件貸付けとは事案を異にするというべきである。」としており、書籍に掲載されている内容の問題

64 この事例を扱った論稿として、山田二郎「判批」ジュリ1292号185頁（2005）、高野幸大「判批」民商132巻1号107頁（2005）、平仁「判批」税法554号33頁（2005）、阿部泰隆「判批」租税判例百選〔第4版〕190頁（2005）、坂田純一「判批」税研148号191頁（2009）など参照。

65 前職及び現職の東京国税局税務相談室長が編集した『昭和58年版・税務相談事例集』には、会社が代表者から運転資金として無利息で金銭を借り受けたという設例について、所得税法上、別段の定め（所法59等）のあるものを除き、担税力の増加を伴わないものについては課税の対象とならないとして、参照条文として同法36条1項を挙げた上で、代表者個人に所得税が課税されることはない旨の記述があった。また、東京国税局直税部長が監修し、同局法人税課長が編集した『回答事例による法人税質疑応答集』（昭和55年3月発行）及び『昭和59年版・回答事例による法人税質疑応答集』には、会社が業績悪化のため資金繰りに困って代表者から運転資金として500万円を無利息で借り入れたという設例について、所得税の課税の対象となる収入金額とは「収入すべき金額」（所法36

①）とされており、無利息で金銭の貸付けをした代表者は、経済的利益を受けていないから所得税の申告をする必要がない旨の記述があった。これらの各解説書（以下「本件各解説書」という。）には、編者、推薦者及び監修者が官職名を付して表示され、各巻頭の「推薦のこぼし」、「監修のこぼし」等には、その内容が、東京国税局税務相談室その他の税務当局に寄せられた相談事例及び職務執行の際に生じた疑義について回答と解説を示すものである旨の記載がある。また、本件各解説書の各巻末には、その発行者である財団法人大蔵財務協会が大蔵省の唯一の総合外郭団体であり、財務、税務行政の改良、発達及びこれに関する知識の普及という使命に基づいて出版活動を続けている旨の記載がある。加えて、会計ジャーナル7巻9号117頁（1975）には、株主の同族会社に対する無利息貸付けについて、所得税法上の収入金額の概念として利息収入の認定を考えるのは困難で、そのためにはおそらく所得税法157条の発動を要するであろうとする注解所得税法研究会（現在、筆者も所属）の私的見解が記載されていた。

と自身の事例の問題との峻別を図るだけの租税リテラシーが要求されていたとみることもできなくはなからう。

国税庁職員による記述であることが明白な書籍に掲載されている事例を参照して、納税者が直面している事例においても同様に適用される考え方であると判断したこと自体に納税者の落ち度があったというべきなのであろうか。判決は納税者の落ち度などということを示しているわけではないが、捉え方によってはそのように解釈することもあながちできなくはない。安易に市販の書籍の一事例のみに寄りかかるような、リーガルマインドを身につけていない解釈者の態度ではなく、法律の文理及び趣旨、時には沿革や学説などを検証した上で総合判断することができるような納税者像が求められているのであろうか。そうであるとすれば、現状の租税リテラシーレベルからの乖離は甚だしいといわざるを得ない。

ここに示した各事件は、いずれも国際租税法領域の問題や組織再編などといった複雑困難な事例ではなく、遡及課税事案については一般の不動産を有する納税者の事案であり、親会社ストック・オプション訴訟についても給与所得者の給与に係る事案である。また、逆ハーフトックス事件や平和事件にしても、中小企業経営者の通常の経済活動の中で起こり得る事案であり、非居住者に対する源泉徴収義務の事案も不動産取引の中で生じた事案であった。すなわち、特に複雑な租税法上の取扱いを前提とした事例などでは決してなく、通常の所得税事案であるといってもよいものである。

いずれも、税制改正大綱についてのウオッ

チが足りなかった(遡及課税事件)、外国人が非居住者であることについての注意、確認が足りなかった(非居住者源泉徴収事件)、通達の文理のみを法解釈の頼りにしてしまった(逆ハーフトックス事件)、税務職員が書いた書籍を信じてしまった(親会社ストック・オプション訴訟)、書籍に掲載されている事例との峻別ができなかった(平和事件)といった事例であった。これらは、ごく一般の納税者にも関わりがあり得る事例であるといってもよからう。

V 成人向け租税リテラシー教育の必要性

1 租税法の複雑性と租税リテラシー

長崎地判昭和44年2月5日税資56号23頁は、「認定した事実と申告納税制度は本来納税者が税法の仕組についてある程度の理解を前提とするものであるが、税法の内容が複雑であるため、多くの納税者は税務係員の指示に頼っている実状を併わせ考えると、原告が期限内に確定申告書を提出しなかつたのは誠に無理からぬところであるといわざるをえないのであつて、従つて、右確定申告書の提出がなかつたことを理由に、これが税法上の義務の不履行にあたるとして行政上の制裁を課することは原告にとつて極めて酷であるといわなければならない。」として、「正当な理由」該当性を肯定し、無申告加算税賦課決定を違法なものと判示している。

このように「税法の内容が複雑」であることなどを理由に「正当な理由」が認められるケースは極めて稀であるといふべきであつて、一般的には、租税法の複雑さが不知や誤解になるのも致し方ないとされることはないといふべきであらう。

例えば、大阪高判平成2年2月28日税資175号976頁が、「控訴人〔筆者注：納税者〕は……資産所得合算制度……が複雑であり、その適用があるか否かの判断を控訴人がするのは困難であるから、右『正当な理由』がある旨主張するが、……『確定申告の手引き』には、資産所得合算制度の説明が記載され、右手引きを読めば、昭和60年分の所得税について、控訴人が『資産所得の合算課税を受ける人の場合』に該当することが判明し、右制度の存在を知り得たのであるから、さらに不明の点があれば、税務署に相談するなどしてその適用の有無を判断することが可能であつたから、単に、複雑難解な制度であるということだけでは、右『正当な理由』があるとはいえず、控訴人の右主張は採用できない。」とするとおりである。「法の不知は許さず」とする刑法領

域の考え方が妥当すると捉えるべきか否かは措くとして、いずれにしても、これまでの裁判所の判断に垣間見えるあるべき納税者像は現状の租税リテラシーレベルと相当乖離したものであるということ再説しておきたい。

すると、求められるべきは、租税法規の簡素化であるのかもしれない。徴税コストを抑えるという観点からも⁶⁶⁾、国民の理解を容易にするためにできるだけ簡素な租税制度にすべきであるという考え方が導出される。租税法規の簡素化は徴税コストの引下げに寄与する⁶⁷⁾。租税教育もいわば徴税コストの引下げに寄与するものであることからすれば⁶⁸⁾、租税法規の簡素化と本稿の問題関心としての租税教育の重要性とはいわばトレード＝オフの関係にあるといってもよい⁶⁹⁾。もちろん、租税法規が簡素化されたとしても、成人向け租税リテ

66) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, Coterie Classics (2016), at 813, John Stuart Mill, *Principles of Political Economy: New Edition* (English Edition) (2016), at 273, Adolf Wagner, *Three Extracts on Public Finance*, in CLASSIC IN THE THEORY OF PUBLIC FINANCE, edited by Richard A. Musgrave and Alan T. Peacock (1958), at 1.

67) Sandford, C., *More Key Issues in Tax Reform*, Fiscal Publications, Bath (1995), at 97.

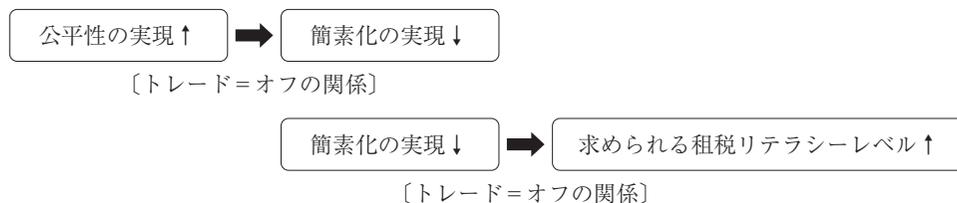
68) 徴税コストについては、Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick, *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath (1989), Sandford, C., *Why Tax Systems Differ, A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath (2000), 横山直子「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」姫路独協大学経済情報学論集14号109頁(2000), 同「わが国における所得税納税システムの特徴」姫路独協大学経済情報学論集16号59頁(2002), 同「わが国における申告納税制度と源泉徴収制度」姫路独協大学経済情報学論集17号231頁(2003), 同「納税システムにおける納税協力費～

納税協力費の根拠と位置づけに関連して～」姫路独協大学経済情報学論集20号47頁(2005), 同「地方財政の改革と徴税システムの方向性」姫路独協大学経済情報学論集23号43頁(2007), 同「所得税と地方税に関する徴税制度・納税制度」姫路独協大学経済情報学論集28号35頁(2009), 同「所得税に関する納税協力費の特徴」姫路独協大学経済情報学論集29号31頁(2010), 同「わが国における消費税の納税協力費の特徴」姫路独協大学経済情報学論集31号19頁(2011), 同「住民税の前年・現年課税をめぐる問題と納税協力費」姫路独協大学経済情報学論集32号9頁(2011), 同「所得税と消費税に関する納税協力費比較」大阪産業大学経済学論集14巻2号19頁(2013), 同「わが国における徴税・納税協力費の測定と特徴」姫路独協大学経済情報学論集30号27頁(2014), 同「徴税・納税制度をめぐる問題と法人税・消費税の納税協力費—電子申告に関する観点を中心に—」大阪産業大学経済学論集19巻3号17頁(2018), 同「納税をめぐる環境と徴税・納税制度の方向性—納税協力費を中心に—」大阪産業大学経済学論集20巻3号1頁(2019)など参照。

ラシー教育の重要性には何らの消長をも来さないが、本稿において取り上げた租税争訟等の部面における納税者に期待される租税リテラシーレベルは、租税制度が簡素なものとなれば上述したような納税者の誤解を招来することも少なくなることからすれば、それほど

高度なものが期待されるということにもならないはずである。

しかしながら、租税法規の簡素化の途は、また別のトレード＝オフの関係ともなり得る公平性の実現を優先すべきと考え⁷⁰、必ずしも見通しは明るくない⁷¹。



さすれば、現下の複雑な租税法の下では、納税者は自らの租税リテラシーレベルを上げるほかにないと思われるのである。そして、これをサポートする租税教育が要請されるべきなのではなからうか。

2 主体的納税者という位置付け

申告納税制度の下においては、納税者は主体的な立場から自ら納税義務を確定させるべく責任を有しているといえることができる。例えば、所得税法においては、申告納税制度を採用し、納税者自らが課税標準を決定し、これに自らの計算に基づいて税率を適用して税額を算出し、自らが確定申告によって第一次的に納付すべき税額を確定する体系をとっているのであって、適正な申告を行うことはいわば当然であるともいえる。

シャープ税制使節団による税制勧告⁷²は、

「所得税、および法人税の執行面の成功は全く納税者の自発的協力にかかっている。納税者は、自分の課税されるべき事情、また自分の所得額を最もよく知っている。このある納税者の所得を算定するに必要な資料が自発的に提出されることを申告納税という。源泉徴収の行われない分野においては、かかる申告納税は満足な税務行政にとって極めて大切である。営業者、農業者、高額給与所得者、法人—すなわち申告書を提出しなければならない全ての納税者は、この申告納税によって自分等の所轄を政府に報告している。このように報告している各人は、国家が当面している行政上の事務の一端を負担しているのである。もし税務行政が成功することを望むならば、このような納税者の大多数が自発的にその仕事の正当な分け前を担当しなければならない。同時に、政府はその信頼を裏切り、虚偽ある

(69) 税制の簡素化に加えて、税制改正を頻繁に行わないという面も重要である (Sandford, *supra* note 68, at 97.)。

(70) 金子・前掲注(37)91頁。

(71) 増井良啓「『簡素』は税制改革の目標か」国家107巻5 = 6号548頁 (1994)。

(72) 昭和24年8月27日付け第1次シャープ勧告。

いは不正な申告をした納税者に対しては厳重に法律を適用することをこのような大多数のものに保証しなければならない。」としている⁷³⁾。

申告行為が納税者自らの手によって行われるべきことの理由として、田中二郎教授は、「元来、種々事情の異なる納税者について適正公平な課税が行なわれるためには、その内容を最もよく知悉する納税者本人による課税標準等の申告が第一義的に要請されることはいうまでもない……。さらに、納税義務の履行を国民自ら進んで遂行すべき義務と観念させることによって、その申告をできるだけ正しいものとし、同時に、その申告行為自体に納税義務の確定の効果を付与することが現代国家における課税方式としてはふさわしいものといえよう。シャープ勧告も指摘するように、申告納税方式は、納税者をして、国家が当面している行政上の諸課題を自主的・民主的に分担させる機能を有するものである。このようにみえてくると、申告納税方式は賦課課税方式に比べ、より高い倫理性を要求する方式であるということができよう。」と論じられる⁷⁴⁾。

このように、申告納税制度は納税者の高い倫理性によって担保されるものであるが、さらには、納税者に租税法についての十分な知識さえも要求している。この点について、清永敬次教授は、「申告納税方式は、納税義務

の確定について納税義務者に主たる第一次的責任を課し、納税義務者がこの第一次的責任を履行しない場合に、初めて税務官庁が納税義務の確定について補充的な役割を果たすのである。したがって、申告納税方式のもとでは、納税義務者はその納税義務の内容を定める税法について十分な知識を有することが要請され、税務官庁は納税義務者が適正に申告し、納税義務を履行することについて補助すべき職責を有しているといわなければならない。」と論じられる⁷⁵⁾。

かように、納税者を主体的なそれと捉えることは民主主義的視角からは妥当な観察であると考えらるべきであるが、他方で、かかる納税者観がしばしば十分な租税リテラシーを有していて当然であるかの如く捉えられる傾向にあるようにも思われるのである。すなわち、納税者は自らの納税義務の確定のために自ら進んで学習をし、それに基づく調査・検討を行い、間違いのない確定申告書を作成し期限までに提出し、納付するものであり、これを前提とする納税者観が裁判例などに通底されているようにも思われる。

いわば、純経済人的存在としての納税者観がそこには所在しているとみるべきなのかもしれない⁷⁶⁾。純経済人とは、対象となる事象に関わる必要十分な情報を入手することができ、さらにかかる情報についての処理能力（法令

73) 附録D 個人所得税および法人所得税の執行A1。

74) 田中二郎『租税法〔第3版〕』（有斐閣、1990）199頁以下。

75) 清永敬次「納税義務の確定」中川一郎編『税法学体系〔全訂増補版〕』（三晃社、1977）139頁。畠山武道教授も、「申告納税方式は課税庁の介入なしに納税義務を確定するものであるから、それが円滑に機能するためには、納税者の税に対する高い意識と自発的な協力が不可欠である。」と論じら

れ（畠山武道＝渡辺充『租税法〔新版〕』（青林書院、2000）295頁）、さらに、「納税者は申告を通して自己の税負担額を認識し、その内容を分析し、さらに税の使われ方や歳入歳出の決定機構のあり方にまで自己の関心を高めてゆくことができる。申告納税方式こそ、国民主権のもとにおける税額確定方式として最も望ましいものといえよう。」と論じられる（畠山武道『租税法〔改訂版〕』（青林書院、1985）293頁）。

解釈能力等)を身につけていることが前提とされるものではあるが、果たして、現実社会における納税者はそのような純経済人的な姿をしているものであろうか。

さすれば、そのレベルにまで到達していない納税者にとって、かかる見解はいかなる意味を有するのであろうか。租税制度に対する一定の知識が前提とされて初めて、租税法律主義の要請する予測可能性が認められるはずであるが、多くの裁判例においてはこのレベルの租税リテラシーを前提とした議論を展開しているようにも思われるのである。

前述の非居住者源泉徴収事件においても、最高裁は、源泉徴収義務者の注意義務を論じているが、そこでも相当程度のリテラシーが要求されているように思われるのである。

3 租税リテラシーレベルの引上げ

そうであるとすれば、そのレベルまで知識を引き上げておく必要があるのであるが、その責任は誰に所在するのであろうか。つまり、一般的な義務教育レベルにおいて、租税法の知識が充足されていることが前提とされるような教育制度が担保されているであろうか。より具体的にいえば、非居住者に対して源泉徴収をしなければならないという租税制度についての知識が、一般の不動産貸付けを行おうとする個々の納税者にとって社会に共通理解レベルの租税リテラシーとして昇華されて

いるであろうか。

国民の納税義務として、当然にそのような租税制度に対する知識を有していることが求められているのであろうか。申告納税制度から導出される納税者の義務として、高度なレベルと思われるような租税制度についてまでの知識がリテラシーとして求められているのであろうか。

租税制度は簡素でなければならないといわれてはいるものの、そうはなっていないことは残念ながら共通認識となっているといえよう。「正当な理由」によって納税者の不知や誤解が救済されないのであれば、早急に租税制度の簡素化が実現されなければならないが、それと同時に納税者の租税リテラシーをいかに引き上げるかという側面からの議論も併せて早急になされなければならないように思われるのである。

前述したとおり、令和元年の政府税制調査会答申において成人向け租税教育の重要性が指摘されたところであるが、上述したような裁判所において期待される納税者の租税リテラシーレベルと現実とのギャップが前提とされた議論であるのかについては判然としない。

土居丈朗教授が、国民に税制に関心を持ってもらう契機としては、まだ改まっていない理不尽な税制を知らせること、そしてそれを是正する要望を挙げてもらうという提案をされている⁽⁷⁸⁾。上記に示した、裁判所が一般の

(76) ここにいう「純経済人」とは、経済的合理人としてしばしば議論の対象となるそれではない(例えば、松澤智「法人税法における『経済人』概念の構造分析」同『租税実体法〔増補版〕』(中央経済社、1985)343頁にいう経済人ではない)。

(77) 土居丈朗「私の租税教育論」税弘65巻4号94頁(2017)。

(78) 不都合な真実を伝えるべきは、児童や生徒に対する租税教育よりも、成人に対する租税教育においてより強調されるべきである。成人向け租税教育では、知識付与型租税教育よりも、問題提起(共有)型租税教育が指向されるべきとする見解として、酒井・前掲注(9)(租税リテラシー教育のために検討されるべきプログラム(1))、39頁。

国民に期待している租税リテラシーレベルと実際の国民のかかるレベルとのギャップを伝えることも、現実問題として関心を寄せられる事柄かもしれない。

VI 結びに代えて

本稿における租税教育論は、いわば納税者の権利を守るための自己防衛的側面を有する機能を有するものである。租税の意義や租税制度についての基礎的な理解を付与するという意味での租税教育論とはやや趣を異にしているといえるかもしれない。けだし、租税教育を「社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えること」すなわち「健全な納税者意識」を養うことと整理する政府税制調査会のいう租税教育論は、児童・生徒・学生を対象とするいわば「社会科」としてのそれであるが、本稿で論じた成人向け租税リテラシー教育としての租税教育は、申告納税制度の下での納税者が自分の身を守るために求められるものであるからである。もっとも、租税に関する基礎的な理解を深めるためのシティズンシップ教育としての租税教育⁷⁹⁾と本稿において示した租税教育は同じ地表に立つものである。広く租税制度の基礎的理解がなければ、納税者が自らに具体的に関わりを持つ租税法領域への関心も持ちようがない。大きくみて、租税リテラシー教育の効果には、社会構成員

としての税に関する基礎的理解の習得に加えて、納税者の自己防衛のための知識の獲得という二つの側面が所在しているのであって⁸⁰⁾、そのいずれの重要性も認識されるべきであろう。

福岡高判宮崎支部平成12年6月13日税資247号1175頁は、原告のことを、「税務知識も左程あるともいえ」ない納税者と位置付けているが⁸¹⁾、私見は、一般の納税者を租税に関する知識の足りない素人として扱うべきだと述べているわけでは決してない。むしろその逆であり、租税法律主義の下での主体的納税者としての性格を担保するためにはそれなりの租税リテラシーレベルを確保しておく必要があるのである。もっとも、裁判所が高度な租税リテラシーレベルを強調しすぎているという側面は否定できないが、租税法がより複雑になっていく中であって、納税者の権利を守るためには、租税教育によって租税リテラシーレベルを引き上げることが欠かせない課題となっているように思われるのである。児童・生徒・学生に対する租税教育の重要性は改めて強調するまでもないが、他方で、成人向けの実践的な租税リテラシー教育の方途を議論していく必要があると強く思う。

そのためにも、費用負担の問題はあるものの⁸²⁾、成人向け租税リテラシー教育の実践の場において租税専門家⁸³⁾に期待を寄せるところで

79) この点については、酒井克彦「シティズンシップ教育としての租税教育—税理士を通じた通報制度と市民意識の醸成—」税理61巻4号160頁(2018)参照。

80) そのほかにも投資教育や金銭教育としての側面もある(酒井克彦「投資教育としての租税教育」税理61巻6号168頁(2018))。

81) このような立場から納税者を「弱みのある者」

として捉える場面があることも否めない。この点に関して、酒井克彦「税務調査の終結時における修正申告の勧奨—修正申告の惑わし勧誘の排除—」中央ロー・ジャーナル13巻4号47頁(2017)参照。

82) 租税教育に要した費用を所得税法上の控除対象とする提案として、酒井克彦「租税教育費用に係る税額控除の創設提案」月刊税務事例51巻12号61頁(2019)参照。

もある⁸³⁾。

83) 納税者に最も近い租税専門家として税理士に期待するところは大きい(酒井克彦「税理士の建議権からみた租税リテラシー教育試論」税理61巻3号208頁(2018))。租税教育において研究者と実務家が協働することの重要性を説くものとして、玉國文敏「法科大学院時代における租税法教育—その課題と展望」金子宏編著『租税法の発展』(有斐

閣, 2010) 615頁。

84) 成人向け租税リテラシー教育の担い手の問題として、酒井克彦「成人向け租税リテラシー教育の費用はだれが負担すべきものか(上)・(下)」月刊税務事例51巻6号45頁, 同7号68頁(2019), 同「女性税理士の活躍と租税教育」月刊税務事例51巻8号53頁(2019)。